

新たな割引（継続割引）開始のお知らせ
【期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日】

○継続割引の特長

(1) 全ての廃棄物搬入事業者が対象となります。(2年以上の継続搬入がある場合。)

従来の増量割引では、産業廃棄物のみが対象でした。継続割引では、産業廃棄物に加え一般廃棄物も対象となります。

なお、鉱さいについては、継続割引ではなく従来と同様に鉱さい割引が適用になります。

(2) 前年度*搬入実績量に応じて割引が適用されます。

従来の増量割引では、平成 23 年度搬入実績量等を基定量として固定し、その量を超えた分に対して割引が適用されていました。継続割引では、前年度搬入実績量の 80%を超えた分に対して継続年数に応じた割引が適用されます。

※ 本割引制度の適用初年度である平成 28 年度については、平成 26 年度を前年度とみなす。ただし、平成 26 年度に搬入実績のない事業者については、平成 27 年度を前年度とする。以下同じ。

(3) 継続搬入すればするほど安い割引単価が適用されます。

搬入の継続年数に応じて、15%、20%、25%割引相当と段階的に安い割引単価が適用され、5年間の継続搬入で、最大である 30%割引相当の割引単価が適用されます。

○継続割引の概要

(1) 割引の対象

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

(2) 割引の内容

前年度搬入実績量の 80%を規定量とし、規定量を超えて搬入された量（以下、「超過量」という。）に対して過去からの継続搬入年数に応じて 15%～30%割引相当の割引単価（埋立処分料金参照）が適用されます。

継続年数（注）	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

（注）継続年数は、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の開業年度である H22 年度まで遡って各年度の搬入実績を確認し、割引対象年度まで継続して搬入実績のある年度の数（当該年度を含む。）をいう。

【計算方法】

処分料金＝規定量×処分単価＋超過量×継続割引単価

※ 規 定 量 ：前年度搬入実績量の 80%の量

超 過 量 ：当該年度に規定量を超えて搬入された量

継続割引単価：品目ごとの処分単価に継続年数に応じた割引率を乗じた額（100 円未満切上）

【割引イメージ】

